

令和6年能登半島地震で 運転免許証を亡失等された方へ

令和6年1月19日
警察 庁

令和6年能登半島地震の被害に遭われ、運転免許証を亡失等した方は、運転免許証の再交付を受けることができます。詳しくは、都道府県警察の担当窓口まで御相談ください。

運転免許証の再交付

- 運転免許証を亡失・滅失した場合には、**罹災証明書が無くとも**、申請窓口で被災状況をお伝えいただくことにより、運転免許証の再交付を受けることが可能です。
- **他県に避難された方**が運転免許証の再交付を申請される場合には、**住民票の写しが無い場合**でも、避難先に同居する家族や親戚のほか、避難先の施設の責任者やホテルの支配人等による**居住証明書**（下記の記載例参照）と、**その証明をした方の本人確認書類の写し**により、再交付を受けることが可能です。

※運転免許証の有効期間の延長については下記リンク参照（石川県警察HP・令和6年5月更新）

<https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/topics/topics189.html>

※能登地区における更新手続の運用状況については下記リンク参照（石川県警察HP・令和6年5月更新）

<https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/application/application01/application066.html>

（記載例）

同居の家族等による居住証明書

居住証明書

私の長男日本太郎は、この度の令和6年能登半島地震により、令和6年〇月〇日から私の自宅に同居していることを証明します。

令和6年〇月〇日
住所 〇県×市△町1-2-3
氏名 〇 〇 〇 〇

避難先の施設等による居住証明書

居住証明書

日本太郎様は、この度の令和6年能登半島地震により、令和6年〇月〇日から〇〇〇施設に居住していることを証明します。

令和6年〇月〇日
職業 〇〇〇施設管理者
氏名 〇 〇 〇 〇